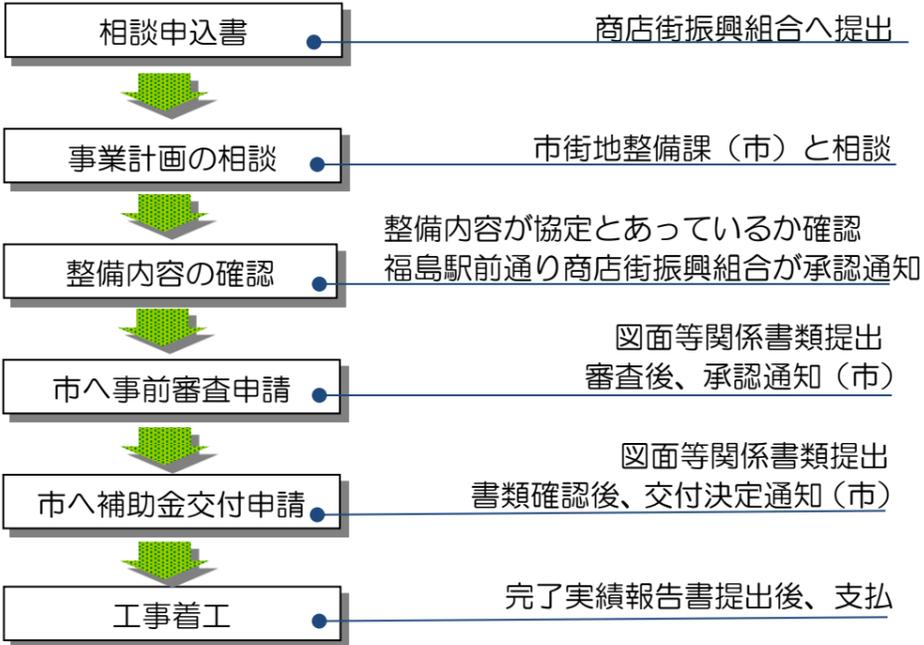


福島駅前通り
リニューアル整備事業

福島駅前通り 景観まちづくり協定

【ファサード整備の流れ】



福島駅前通り整備イメージ

《問い合わせ先》

福島市 都市政策部 市街地整備課 再開係
 福島市五老内町3番1号 Tel: 024-535-1111 (内線 4354) Fax: 024-533-0026
 Tel: 024-525-3763 (直通)
 福島駅前通り商店街振興組合 事務局: (有)錦商事 代表取締役 芦田 一
 Tel: 024-522-4001

福島市
 福島駅前通り商店街振興組合

福島駅前通り景観まちづくり協定とは

- 地域のみなさんが協力して魅力ある駅前通りの街なみをつくります
- 建物の外壁や屋根などの素材や色調などをそろえて統一感ある街なみをつくります
- 敷地の緑化などをおこないうるおいある街なみをつくります

全体イメージ『レトロモダンを基調とした街なみの形成』

レトロモダンとは
古くて懐かしさの中に洗練された意匠が感じられる様を意味します

景観まちづくり協定の建築物等の整備に関する事項

(建築物等の整備に関する事項)

第6条 全体イメージ「レトロモダンを基調とした街なみ」を遵守することとし、外壁、屋根、外構等については、茶色、クリーム、ベージュ、灰色などの落ち着いた色彩や、レンガ、石、漆喰等の自然素材等を使用したり、ファサード整備においてはレンガ基調のアクセントモチーフ等を用いて「レトロモダン」な雰囲気を醸し出すなど、景観に配慮し街なみの調和が図られるよう努める。

また、オーニングテント等の使用や、効果的なショーウィンドーを用いて店舗を魅せ、賑わいの演出に努める。

2 看板、広告物は、落ち着いた色調の素材を多用し、また必要最小限の数、大きさとし、街なみと調和するように努める。また看板のシースルーにより建物のラインを見せるなど立体的でモダンなデザインに努める。

なお、道路使用許可を受けていない看板、広告物の歩道上への設置は行わない。

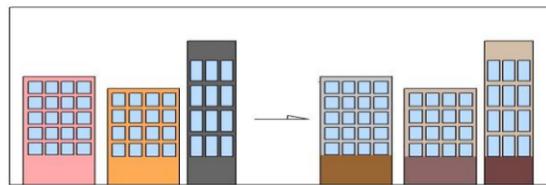
3 店舗やオープンスペース等に休憩施設を設け、住民および観光客のふれあいの場として開放するように努める。



・近景(地上1階部分：約3.5m程度) 人と密接に関係する空間であり「街の賑わい」や「おもてなし」を表現します

1-外壁

クリーム・ベージュ・灰色・茶系など落ち着いた色彩とし、**道路に面した部分にアクセントとしてレンガを使用する**など、周囲の景観や街なみとの調和に努めましょう



2-附帯構造物等

オーニングテント等を設け賑わい空間を演出するように努めましょう



3-壁面位置の調和

建築物は、壁面の位置を周辺の建物と揃えるとともに、オープンスペースにはプランターや休憩施設を設け、**ふれあいやおもてなしの場**として開放するように努めましょう



4-店舗ファサード(正面外観)

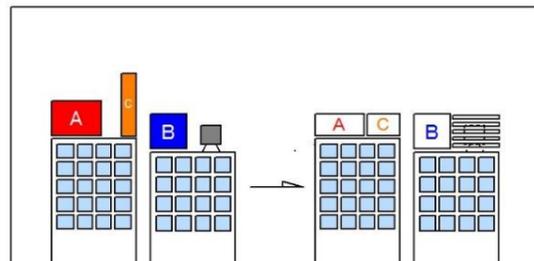
レンガをアクセントに用いつつ、ガラス張りとし、内部の賑わいが見えるなど、**ウィンドウショッピングが楽しめる**ように努めましょう



・看板、サイン

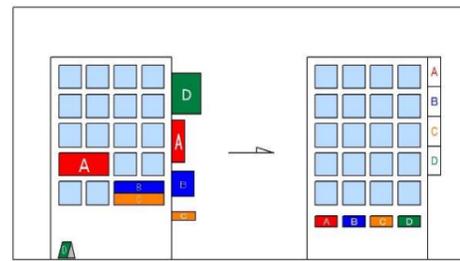
1-大きさ・数量の最小化

看板は、大きさ、数ともに必要最小限とすることに努めましょう



2-設置位置の統一

看板の設置場所・位置・高さ等については統一を図り、煩雑化を防ぐように努めましょう



3-意匠・形態の統一

建物に平行な切り文字タイプの看板や壁面から持ち出す**レリーフ型看板の導入**に努め、分かりやすい表現にするよう配慮しましょう



4-色彩

周辺の街なみとの調和に配慮し、際立って華美な色彩や、ネオンサイン等の発光する広告物は、使用を控え**風致の維持**に努めましょう

